

# 資料編

## 1 対応事例

- ①ゲリラ・特殊部隊による攻撃
- ②弾道ミサイルによる攻撃
- ③大規模集客施設の爆破
- ④鉄道、バス等の爆破

## 2 関係機関の連絡窓口

- (1) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）
- (2) 県関係機関
- (3) 消防機関
- (4) 関係指定公共機関
- (5) 指定地方公共機関
- (6) 福岡都市圏自治体

## 3 市の主要公共施設

## 4 災害情報伝達システム屋外拡声子局（設置場所、位置図）

## 5 安否情報省令

## 6 火災災害等即報要領

## 7 災害拠点病院一覧表

## 8 感染症指定医療機関一覧表

## 9 緊急交通路一覧表

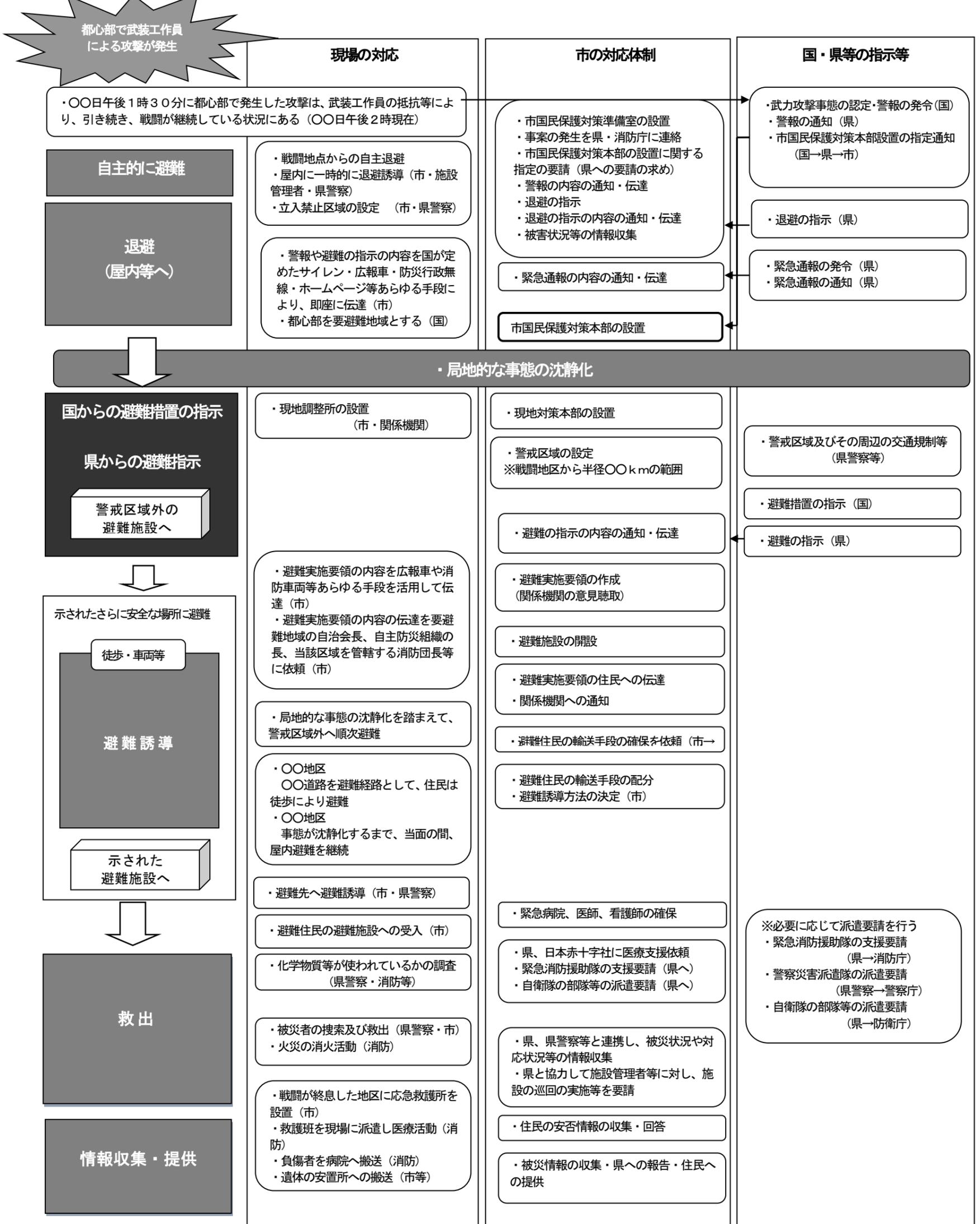
## 10 特殊標章等

## 11 用語の意義



対応事例① ゲリラ・特殊部隊による攻撃

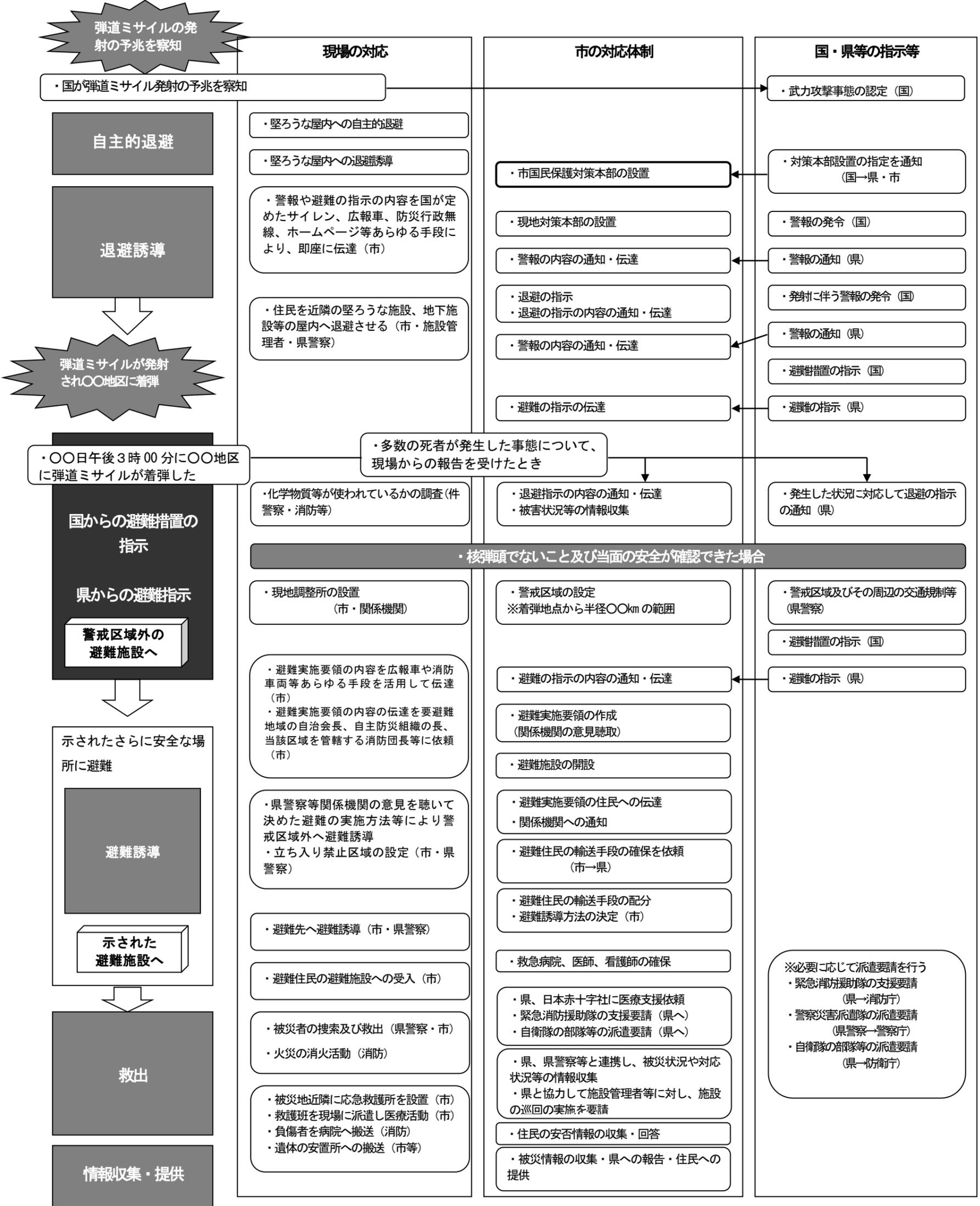
番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設	事態の概要	事態の種類	事態の区分
1	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	都心部	・〇〇日午後1時00分に都心部で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、戦闘が継続している状況にある（〇〇日午後2時現在）	武力攻撃事態	突発的かつ局地的な事態



- ①警報をはじめ、テレビやラジオなどから情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。
- ②避難の指示が出されたら行政機関の指示に従って落ち着いて行動しましょう。またお年寄りや子供などの要援護者の方々へ声をかけ合い助け合いましょう。
- ③移動の安全が確保されない場合には、屋内に一時的に避難しましょう。

対応事例② 弾道ミサイルによる攻撃

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の種類	事態の区分
2	弾道ミサイルによる攻撃	〇〇地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が弾道ミサイル発射の予兆を察知</li> <li>・〇〇日午後3時00分に〇〇地区に弾道ミサイルが着弾した</li> </ul>	武力攻撃事態	突発的かつ局地的な事態

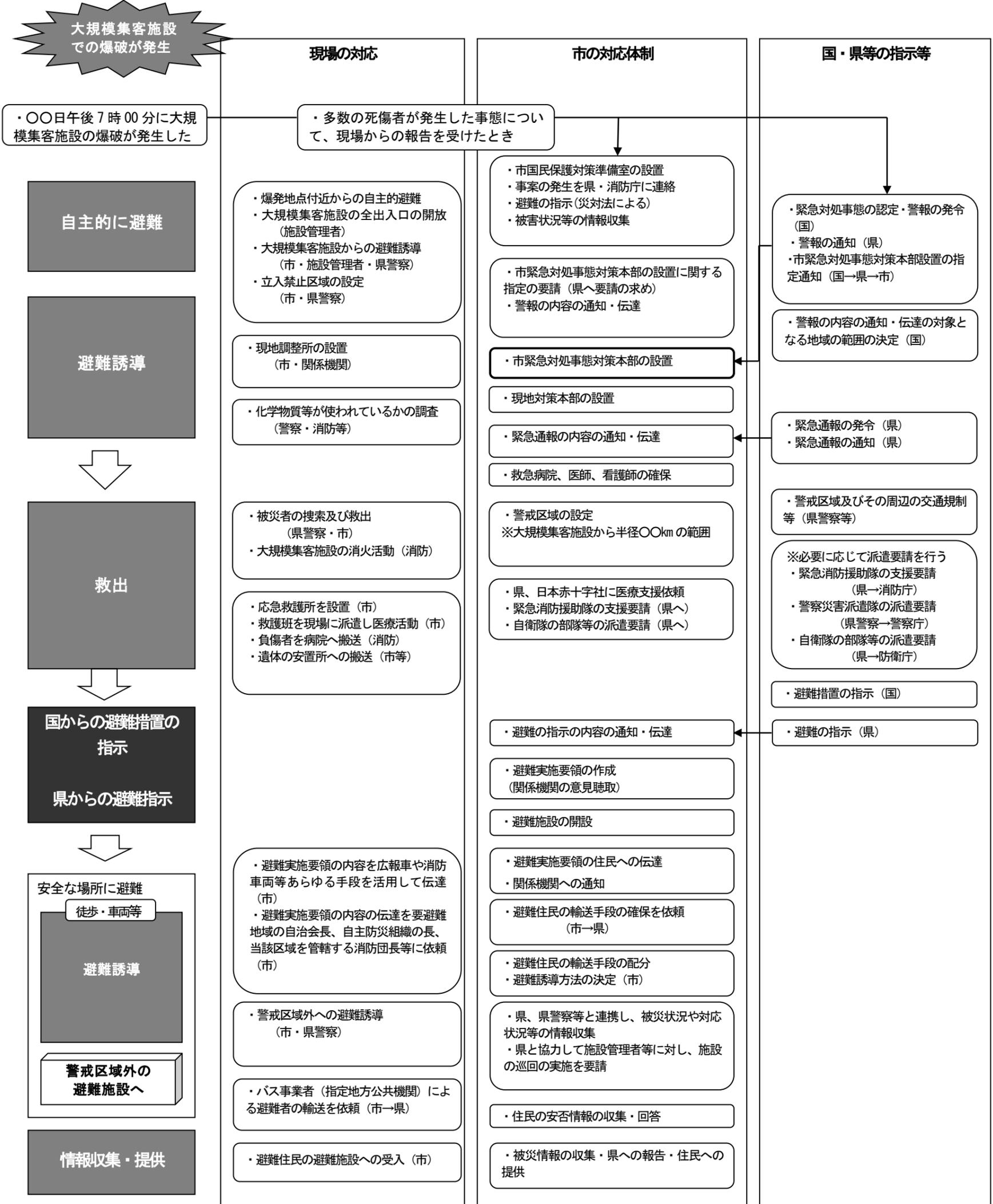


事態発生時において住民の皆さんが注意すること

- ①屋内にいる場合
  - ドアや窓を全部閉めましょう。●ガス、水道、換気扇を止めましょう。
  - ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。
- ②屋外にいる場合
  - 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難しましょう。
  - 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。

対応事例③ 大規模集客施設の爆破

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の種類	事態の区分
3	大規模集客施設の爆破	大規模集客施設	〇〇日午後7時00分に大規模集客施設で施設の爆破が発生した。	緊急処理事態	突発的かつ局地的な事態

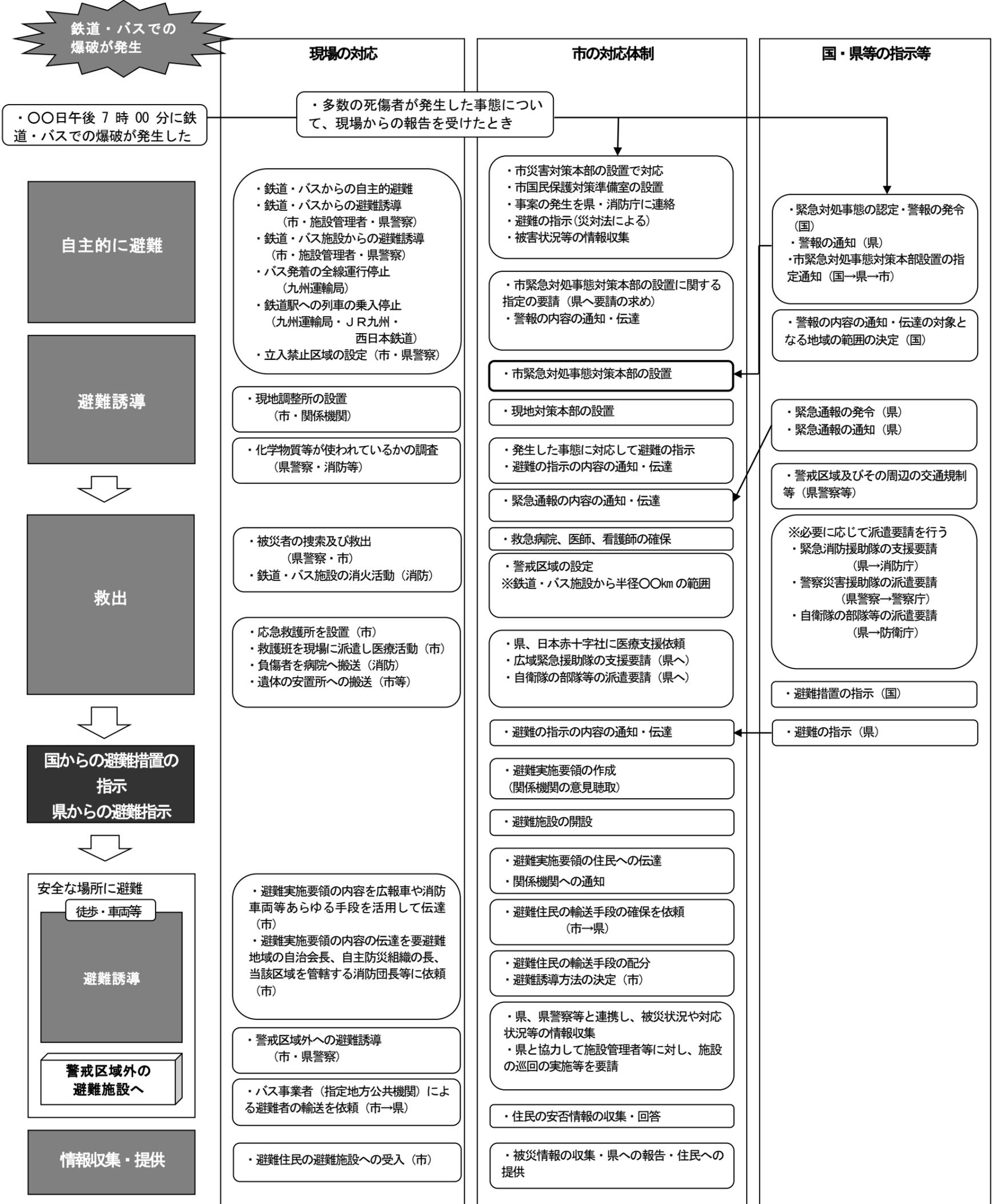


事態発生時において住民の皆さんが注意すること

- ①屋内にいる場合
  - ドア、壁、窓ガラスから離れ、密閉性の高い屋内の部屋または汚染物質等の飛散のおそれのない安全な地域に避難しましょう。
- ②屋外にいる場合
  - 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密封性の高い屋内の部屋または汚染物質等の飛散のおそれのない安全な地域に避難しましょう。
  - 周囲で者が落下するおそれがあるため、頭上に注意し、近隣の堅牢な建物など屋内に避難しましょう。
  - 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。

対応事例④ 鉄道・バス等の爆破

番号	武力攻撃等	想定される武力攻撃等の対象施設等	事態の概要	事態の種類	事態の区分
4	鉄道・バス等の爆破	J R、西鉄大牟田線、バス	〇〇日午後7時00分に鉄道・バスでの爆破が発生した。	緊急対処事態	突発的かつ局地的な事態



事態発生時に  
いて住民の皆さんが  
注意すること

- ①爆発が起こった場所からできる限り離れ、堅牢な施設へ避難しましょう。
  - 周囲で物が落下する恐れがあるため、頭上に注意し、頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。
  - 瓦礫に閉じこめられた場合、明るくするためにライターなどにより火をつけないようにしましょう。
  - ドア、壁、窓ガラスから離れ、密閉性の高い屋内の部屋または汚染物質の飛散のおそれのない安全な地域に避難しましょう。
- ②テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めましょう。

## 2 関係機関の連絡窓口

### (1) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

名 称	担当部署	所 在 地
九州管区警察局	広域調整部広域調整第二課	福岡市博多区東公園7番7号
九州総合通信局	総務部総務課	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
福岡財務支局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10 (門司港湾合同庁舎内)
九州厚生局	総務課	福岡市博多区博多駅前3-2-8 住友生命博多ビル4階
福岡労働局	総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
九州農政局	企画調整室	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
九州森林管理局	企画調整課	熊本県熊本市西区京町本丁2-7
九州経済産業局	総務企画部総務課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎)
九州産業 保安監督部	管理課	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎本館)
九州地方整備局	企画部防災課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)
九州運輸局	総務部 安全防災・危機管理調整官	福岡市博多区博多駅東2-11-1 (福岡合同庁舎新館)
大阪航空局	福岡航空交通管制部総務課	福岡市東区大字奈多字小瀬抜130 2-17
福岡管区气象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠1-2-36
九州地方 環境事務所	総務課	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)
九州防衛局	企画部地方調整課	福岡市博多区博多駅東2-10-7 (福岡第2合同庁舎)
自衛隊 福岡地方協力本部	総務課総務計画班	福岡市博多区竹丘町1-12

部隊の長及び窓口	区 分	所 在 地
第4師団長 第4師団司令部第3部	陸上自衛隊	春日市大和町5-1-2
第40普通科連隊長 第40普通科連隊 連隊本部第3科	陸上自衛隊	北九州市小倉南区北方5-1-1 小倉駐屯地
西部航空方面隊司令官 西部航空方面隊司令部防衛部	航空自衛隊	春日市原町3-1-1

## (2) 県関係機関

名 称	担当部署	電話番号	所 在 地
福岡県	総務部防災危機管理局 防災企画課	092-643-3123	福岡市博多区東公園7-7
福岡県警察本部	警備課	092-641-4141	福岡市博多区東公園7-7

## (3) 消防機関

名 称	担当部署	所 在 地	電話・FAX
春日大野城那珂川 消防組合消防本部	警防課	春日市春日2-2-1	TEL 584-1191 FAX 092-584-1200
福岡市消防局	警防部警防課	福岡市中央区舞鶴 3-9-7	TEL 725-6575 FAX 092-791-2420
筑紫野太宰府消防組 合消防本部	警防課	筑紫野市針摺西 1-1-1	TEL 924-5642 FAX 092-924-3397
粕屋南部消防組合消 防本部	警防課	志免町大字田富170	TEL 935-1088 FAX 092-935-5184
粕屋北部消防本部	警防課	古賀市今在家 167-1	TEL 944-0132 FAX 092-944-0462
糸島市消防本部	警防課	糸島市前原1783-1	TEL 332-8027 FAX 092-324-4514
宗像地区消防本部	警防課	宗像市田熊5-1-3	TEL 0940-36-2481 FAX 0940-37-0011
北九州市消防局	消防団・市民防災 課	北九州市小倉北区 大手町3-9	TEL 093-582-3819 FAX 093-592-6898

#### (4) 関係指定公共機関

所管省庁	名称	担当部署	所在地
国土交通省	九州旅客鉄道株式会社	総務部総務課	福岡市博多区博多駅前 3-25-21
経済産業省	九州電力株式会社	地域共生本部 防災グループ	福岡市中央区渡辺通 2-1-82
経済産業省	西部瓦斯株式会社	総務広報部	福岡市博多区千代1-17-1
国土交通省	西日本鉄道株式会社	総務広報部庶務課	福岡市博多区博多駅前 3丁目5-7博多センタービル
財務省	日本銀行	決済機構局 業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
厚生労働省	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大手門1-1-3
総務省	日本放送協会	報道局災害・気象セン ター	東京都渋谷区神南2-2-1
総務省	日本電信電話株式会社	技術企画部門 災害対策室	東京都千代田区大手町 1-5-1 ファーストスクエ アイースト20階
総務省	西日本電信電話 株式会社	設備本部サービスマ ネジメント部 災害対策室	大阪市都島区東野田町4-15 -82
総務省	エヌ・ティ・ティ・コ ミュニケーションズ株 式会社	カスタマーサービ ス部危機管理室	東京都千代田区大手町 2-3-5 大手町ビル本館6F
総務省	KDDI株式会社	福岡テクニカルセン ター	福岡市中央区長浜2-3-9 福岡第二NCビル
総務省	株式会社NTTドコモ	CS九州法人事業部 法人営業部	福岡市中央区舞鶴2-3-1 ドコモ九州舞鶴ビル
総務省	ソフトバンク株式会社	総務本部コーポレー トセキュリティ部	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング

(5) 指定地方公共機関

名 称	担当部署	所在地
一般社団法人 福岡県LPガス協会	総務課	福岡市博多区山王 1-10-15
西鉄バス二日市株式会社	運行部	大野城市大字牛頸 2473-12
公益社団法人 福岡県トラック協会	業務一課	福岡市博多区博多駅東 1-18-8
公益社団法人 福岡県医師会	地域医療課	福岡市博多区博多駅南 2-9-30
一般社団法人 福岡県歯科医師会	庶務課	福岡市中央区大名 1-12-43
公益社団法人 福岡県薬剤師会	事務局	福岡市博多区住吉 2-20-15
福岡北九州高速道路公社	総務部総務課	福岡市東区東浜 2-7-53
アール・ケー・ビー毎日放送 株式会社	報道部	福岡市早良区百道浜 2-3-8
九州朝日放送株式会社	報道部	福岡市中央区長浜 1-1-1
株式会社テレビ西日本	報道部	福岡市早良区百道浜 2-3-2
株式会社福岡放送	報道部	福岡市中央区清川 2-22-8
株式会社TVQ九州放送	報道スポーツ局報道部	福岡市博多区住吉 2-3-1
株式会社CROSSFM	編成業務部	北九州市小倉北区京町3-1-1 COLET/I'm10階
ラブエフエム国際放送 株式会社	放送局次長	福岡市中央区今泉1-12-33 西鉄今泉ビル5F
株式会社エフエム福岡	編成制作事業部	福岡市中央区清川 1-9-19

(6) 福岡都市圏自治体

市町名	担当課名	防災電話	防災FAX	NTT 電話番号	緊急時NTT 電話番号	NTT FAX
福岡市	防災企画課	78-201-70	1-78-201-75	092- 711-4056	092- 725-6595	092- 733-5861
筑紫野市	危機管理課	78-217-70	1-78-217-75	092- 923-1111	092- 923-0183	092- 923-5391
春日市	安全安心課	78-218-70	1-78-218-75	092- 584-1111	同 左	092- 584-1143
太宰府市	防災安全課	78-221-71	1-78-221-75	092- 921-2121	同 左	092- 921-1601
那珂川市	安全安心課	78-305-70	1-78-305-75	092- 953-2211	同 左	092- 954-0292
糸島市	危機管理課	78-222-70	1-78-222-75	092- 332-2110	同 左	092- 324-0239
宗像市	危機管理課	78-220-70	1-78-220-70	0940- 36-5050	0940- 36-1121	0940- 37-1242
福津市	防災安全課	78-362-70	1-78-362-75	0940- 43-8107	0940- 42-1111	0940- 43-3168
古賀市	総務課	78-223-70	1-78-223-75	092- 942-1111	092- 942-1112	092- 942-3758
宇美町	危機管理課	78-341-70	1-78-341-75	092- 932-1111	同 左	092- 933-7512
篠栗町	総務課	78-342-70	1-78-342-75	092- 947-1113	092- 947-8409	092- 947-7977
志免町	生活安全課	78-343-70	1-78-343-75	092- 935-1001	同 左	092- 935-2694
須恵町	総務課	78-344-70	1-78-344-75	092- 932-1152	092- 932-1151	092- 933-6579
新宮町	地域協働課	78-345-70	1-78-345-75	092- 963-1734	同 左	092- 962-2078
久山町	総務課	78-348-70	1-78-348-75	092- 976-1111	同 左	092- 976-2463
粕屋町	協働のまち づくり課	78-349-70	1-78-349-75	092- 938-2311	092- 938-5778	092- 938-3150

### 3 市の主要公共施設

#### ○市役所、まどかぴあ、総合体育館等

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
市役所	曙町 2-2-1	501-2211	573-7791
大野城まどかぴあ	曙町 2-3-1	586-4000	586-4001
総合体育館	大字乙金 6 1 8-1 2	503-0021	503-5546
すこやか交流プラザ	瓦田 4-2-1	501-2222	584-5656
大野城心のふるさと館	曙町 3-8-3	558-5000	558-2207
青少年の居場所「ユープレ」	筒井 2-2-2	580-1811	404-0240

#### ○小学校

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
大野小学校	瓦田 3-2-1	581-1027	581-1252
大野北小学校	山田 4-1 7-1	581-1501	581-1996
大野南小学校	南ヶ丘 4-1 8-1	596-1223	596-9955
大野東小学校	乙金 1-1 8-1	503-7160	503-7163
大利小学校	上大利 1-7-1	596-3092	596-9339
平野小学校	横峰 2-4-1	596-5711	596-9737
大城小学校	大城 3-2 9-1	503-6332	503-6648
下大利小学校	東大利 4-8-1	501-8722	501-8712
御笠の森小学校	御笠川 1-7-1	504-1431	504-1383
月の浦小学校	月の浦 3-2 2-1	595-6776	595-6770

#### ○中学校

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
大野中学校	白木原 3-1 1-1	581-0153	581-0922
大野東中学校	乙金台 2-5-1	503-5101	503-5183
大利中学校	上大利 1-6-1	596-2911	596-9776
平野中学校	つつじヶ丘 4-1-1	596-6501	596-9778
御陵中学校	中 1-2 0-1	503-2901	503-2944

#### ○保育所

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
大野北保育所	御笠川 1-7-3 0	580-8522	580-8522
筒井保育所	筒井 5-1 5-1 8	585-6824	585-6824
大野南保育所	下大利 1-1 8-2 8	571-3233	571-3233

○コミュニティセンター、公民館

名 称	所 在 地	電話番号	FAX
南コミュニティセンター	南ヶ丘 5-9-1	596-0686	596-0348
中央コミュニティセンター	中央 1-5-1	573-3127	587-6277
東コミュニティセンター	大池 2-2-1	504-1428	504-1595
北コミュニティセンター	御笠川 1-17-1	513-0099	504-5102
牛頸公民館	大字牛頸 1357-5	596-3513	596-3513
若草公民館	若草 2-6-23	596-0065	516-1634
平野台公民館	平野台 1-20-7	596-3539	595-3400
月の浦公民館	月の浦 3-24-6	595-7147	595-7147
南ヶ丘 1 区公民館	南ヶ丘 2-19-1	596-3108	596-3108
南ヶ丘 2 区公民館	南ヶ丘 4-17-1	596-3501	596-3501
つつじヶ丘公民館	つつじヶ丘 3-1-30	596-0027	596-0027
上大利公民館	上大利 2-18-1	596-4686	596-4686
中大利公民館	中央 1-2-15	571-4322	571-4322
下大利公民館	下大利 2-10-10	571-6367	571-6367
東大利公民館	東大利 1-12-5	591-8943	591-8947
下大利団地公民館	下大利団地 4-2	573-8440	592-6158
白木原公民館	白木原 1-5-5	571-4403	582-1711
瓦田公民館	瓦田 3-1-1	571-4453	571-4455
釜蓋公民館	大城 4-9-5	503-0022	503-0022
井の口公民館	大城 1-25-1	503-5384	503-5384
中公民館	川久保 1-7-1	504-0258	504-0258
乙金公民館	乙金 2-5-18	504-1870	504-1870
乙金台公民館	乙金台 2-17-3	503-9793	503-9793
乙金東公民館	乙金東 3-5-43	503-8812	503-8812
大池公民館	大池 2-2-2	504-1386	504-1386
上筒井公民館	筒井 3-8-1	571-4116	571-4116
下筒井公民館	筒井 1-7-1	571-4115	571-4115
山田公民館	山田 4-13-17	571-4386	571-4386
雑餉隈町公民館	雑餉隈町 3-3-7	591-6074	591-6074
栄町公民館	栄町 1-1-11	572-8665	572-8665
仲島公民館	仲畑 4-21-1	572-1147	572-1147
畑詰公民館	仲畑 2-9-12	571-0460	571-0460

## 4 災害情報伝達システム一覧

(令和6年4月現在)

### (1) 屋外拡声子局設備

局番号	無線局種別	設置場所	無線局名
0	基地局	曙町2丁目2番1号	大野城市役所
1	拡声子局	仲畑1丁目414番	梅林
2	拡声子局	御笠川1丁目29番	畑詰
3	拡声子局	御笠川2丁目12番11	彦田
4	拡声子局	平野台4丁目3番17	平野台
5	拡声子局	大字乙金618番12	大野城市総合体育館
6	拡声子局	仲畑2丁目115番	仲畑中央公園
7	拡声子局	中1丁目20番1号	御陵中学校
8	拡声子局	川久保1丁目7番1号	中公民館
9	拡声子局	川久保3丁目13-4	蓮町公園
10	拡声子局	乙金2丁目5番18号	乙金公民館
11	拡声子局	乙金1丁目18番1号	大野東小学校
12	拡声子局	御笠川1丁目17番1号	北コミュニティ
13	拡声子局	乙金台2丁目17番3号	乙金台公民館
14	拡声子局	大城3丁目29番1号	大城小学校
15	拡声子局	御笠川6丁目4番2他	木町公園
16	拡声子局	大字瓦田	汐井川池
17	拡声子局	東大利4丁目8番1号	下大利小学校
18	拡声子局	山田4丁目17番1号	大野北小学校
19	拡声子局	雑餉隈町3丁目3番7号	雑餉隈町公民館
20	拡声子局	筒井3丁目8番1号	上筒井公民館
21	拡声子局	瓦田3丁目2番1号	大野小学校
22	拡声子局	白木原3丁目11番1号	大野中学校
23	拡声子局	東大利1丁目12番5号	東大利公民館
24	拡声子局	上大利1丁目6番1号	大利中学校
25	拡声子局	下大利団地4番2号	下大利団地公民館
26	拡声子局	下大利5丁目12	新池
27	拡声子局	上大利2丁目18番1号	上大利公民館
28	拡声子局	上大利5丁目222番	三兼池公園
29	拡声子局	南ヶ丘1丁目250番	旭ヶ丘公園
30	拡声子局	南ヶ丘2丁目19番1号	南ヶ丘1区公民館
31	拡声子局	緑ヶ丘4丁目6番1	緑ヶ丘児童公園
32	拡声子局	南ヶ丘4丁目18番1号	大野南小学校
33	拡声子局	横峰2丁目4番1号	平野小学校
34	拡声子局	月の浦1丁目5	月の浦近隣公園
35	拡声子局	大字牛頸1357番地5	牛頸公民館
36	拡声子局	つつじヶ丘4丁目1番1号	平野中学校
37	拡声子局	つつじヶ丘3丁目1番1号	つつじヶ丘近隣公園
38	拡声子局	つつじヶ丘6丁目372番149	長者原公園
39	拡声子局	月の浦2丁目276番	月の浦西公園
40	拡声子局	月の浦3丁目22番1号	月の浦小学校
41	拡声子局	平野台1丁目20番7号	平野台公民館
42	拡声子局	中3丁目37番	桑ノ浦公園
43	拡声子局	南大利2丁目1番	日の浦池公園
44	拡声子局	山田1丁目506番48	山田1号公園
45	拡声子局	乙金東2丁目1089番地1	月見ヶ丘公園2
46	拡声子局	牛頸1丁目4番	月の浦配水池
47	拡声子局	大字牛頸422番	牛頸浄水場
48	拡声子局	乙金3丁目19番	乙金多目的広場

局番号	無線局種別	設置場所	無線局名
49	拡声子局	乙金東1丁目910番141	乙金区画整理
50	拡声子局	平野台1丁目1-46	平野台さくら公園
51	拡声子局	乙金東3-5-43	乙金東公民館
52	拡声子局	下大利2-10-10	下大利公民館
53	拡声子局	大城4丁目28-1	おおぎ市営住宅
54	拡声子局	若草1丁目1782-30	若草公園
55	拡声子局	仲畑4-21-1	仲島公民館
56	拡声子局	大城2丁目18	通り谷公園
57	拡声子局	下大利3丁目1	水城駅前
58	拡声子局	若草4丁目1	日の浦公園
59	拡声子局	牛頸4丁目34	塚原公園
60	拡声子局	栄町1-1-11	栄町公民館
—	簡易中継局	緑ヶ丘4丁目6	緑ヶ丘児童公園

(2) 市内小中学校 (J-ALERT 機器)

No	設置場所	局名
1	瓦田3丁目2番1号	大野小学校
2	山田4丁目17番1号	大野北小学校
3	南ヶ丘4丁目18番1号	大野南小学校
4	乙金1丁目18番1号	大野東小学校
5	上大利1丁目7番1号	大利小学校
6	横峰2丁目4番1号	平野小学校
7	大城3丁目29番1号	大城小学校
8	東大利4丁目8番1号	下大利小学校
9	御笠川1丁目7番1号	御笠の森小学校
10	月の浦3丁目22番1号	月の浦小学校
11	白木原3丁目11番1号	大野中学校
12	乙金台2丁目5番1号	大野東中学校
13	上大利1丁目6番1号	大利中学校
14	つつじヶ丘4丁目1番1号	平野中学校
15	中1丁目20番1号	御陵中学校

## 5 安否情報省令

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」

(平成17年3月28日総務省令第44号)

最終改正：平成27年9月16日総務省令第76号

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書

面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

#### （安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

#### （安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）	第25条2項
---	--------

別表独立行政法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の項の次に次のように加える。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）	第2条及び第3条
---	----------

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）	第3条、第4条及び第5条
--	--------------

附 則 （平成27年9月16日総務省令第76号） 抄

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（経過措置）

## 第2条

1 (略)

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

1及び2 (略)

3 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

4及び5 (略)

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負 傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日 本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は、元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



様式第4号（第3条関係）

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
		申 請 者 住所（居所） 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。 ③の場合、理由を記入 願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
照会に係る者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日 本          その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 ※印の欄には記入しないこと。

様式第5号（第4条関係）

安 否 情 報 回 答 書

		年 月 日
殿		
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本      その他 (      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日  
消防災第 267 号消防庁長官

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### (1) 様式

###### ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

の

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害

害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

#### 1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が

高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

## 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた 理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積	㎡		
	階層		延べ面積	㎡		
焼損程度	全焼棟数	半焼棟数	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
	部分焼 ぼや	棟			建物焼損表面積	㎡
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 2 第2号様式（特定の事故）

### (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

### (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

### (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )			
発生場所				
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分	
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)	
消防覚知方法		気象状況		
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 5 毒劇物 6 RI等	4 可燃性ガス 7 その他( )	物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他( )			
施設の概要		危険物施設の 区 分		
事故の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人 )	
			重症 人( 人 ) 中等症 人( 人 ) 軽 症 人( 人 )	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		そ の 他	人	
	消防本部(署)		台	人
	消 防 団		台	人
	消防防災ヘリコプター		機	人
	海上保安庁		人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人	
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人	
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 ( 人 )	
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## <災害即報>

### 4 第4号様式

#### (1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

#### ア 災害の概況

##### (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

##### (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟
		不明	人	軽傷	人		一部破損	棟	未分類	棟
	119番通報の件数									
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況									
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。



(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。



## 7 災害拠点病院一覧表

区分	二次医療圏名	医療機関名	病床数	所在地	電話番号	ヘリポートの状況	
						屋上	非公共用
基幹災害医療センター	福岡・糸島	国立病院機構九州医療センター	702	福岡市中央区地行浜 1-8-1	852-0700	屋上	非公共用
地域災害医療センター	福岡・糸島	済生会福岡総合病院	380	福岡市中央区天神 1-3-46	771-8151	屋上	緊急時
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡大学病院	915	福岡市城南区七隈 7-45-1	801-1011	敷地内	緊急時
地域災害医療センター	福岡・糸島	九州大学病院	1,275	福岡市東区馬出 3-1-1	641-1151	屋上	非公共用
地域災害医療センター	福岡・糸島筑紫	福岡赤十字病院	511	福岡市南区大橋 3-1-1	521-1211	屋上	公共用
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡和白病院	369	福岡市東区和白丘 2-2-75	608-0001	屋上	非公共用
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡記念病院	239	福岡市早良区西新 1-1-35	821-4731	敷地外	緊急時
地域災害医療センター	筑紫	福岡県済生会二日市病院	260	筑紫野市湯町 3-13-1	923-1551	敷地外	緊急時

## 8 感染症指定医療機関一覧

### (1) 第一種感染症指定医療機関

医療機関名	所在地	感染症病床数	電話番号
福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	2	092-943-2331

### (2) 第二種感染症指定医療機関

医療機関名	所在地	感染症病床数	電話番号
福岡市民病院	福岡市博多区吉塚本町 13-1	4	092-632-1111
九州医療センター	福岡市中央区地行浜 1-8-1	2	092-852-0700
福岡赤十字病院	福岡市南区大楠 3-1-1	2	092-521-1211
福岡大学筑紫病院	筑紫野市俗明院 1-1-1	2	092-921-1011
福岡徳洲会病院	春日市須玖北 4-5	2	092-573-6622
福岡東医療センター	古賀市千鳥 1-1-1	10	092-943-2331
北九州市医療センター	北九州市小倉北区馬借 2-1-1	16	093-541-1831
田川市立病院	田川市糴 1700-2	8	0947-44-2100
聖マリア病院	久留米市津福本町 422	6	0942-35-3322
筑後市立病院	筑後市和泉 917-1	2	0942-53-7511
大牟田病院	大牟田市橋 1044-1	2	0944-58-1122
新古賀病院	久留米市天神町 120 番地	8	0942-38-2222

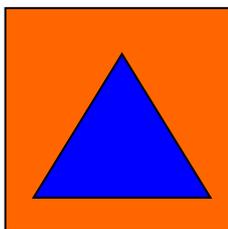
## 9 緊急交通路一覧表

(福岡地域)

種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面からの緊急輸送	国道3号
	国道3号	161.9	〃	九州縦貫自動車道
	国道202号	67.1	佐賀・長崎方面からの緊急輸送	福岡前原道
海上輸送	国道3号	161.9	博多港(アイランド箱崎ふ頭)等からの緊急輸送	
	市道千鳥橋唐人線	3.2	博多港(中央ふ頭・須崎ふ頭)等からの緊急輸送	
航空輸送	県道桧原比恵線	7.3	福岡空港からの緊急輸送	国道3号
	国道3号	161.9	陸上福岡駐屯地、空自春日原基地からの緊急輸送	

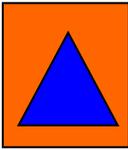
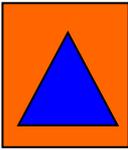
※各国道の延長は、バイパスを含む県内延長距離を計上

# 10 特殊標章等



(オレンジ色地に  
青の正三角形)

表面

	<p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p>	
<p><b>身 分 証 明 書</b> <b>IDENTITY CARD</b> 国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
<p>氏名 Name _____</p>		
<p>生年月日 Date of birth _____</p>		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p>		
<p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p>		
<p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号 /No.of card _____</p>		
<p>許可権者の署名/Signature of issuing authority</p>		
<p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information</p> <p>血液型 Blood type _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
<p>所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印章/Stamp</p>	<p>所持者の署名 /Signature of holder</p>	

日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）  
（身分証明書のひな型）

## 1 1 用語の意義

### 【武力攻撃関連】

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国として緊急に対処することが必要なものをいう。
NBC攻撃	武力攻撃のうち、核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外（事業所外運搬の場合にあっては、運搬に使用する容器外）へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。

### 【避難、救援関連】

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む）をいう。
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。
要配慮者	高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

【関係機関、施設関連】

用語	意義
指定行政機関	<p>次の機関で、「事態対処法施行令」*1で定めるものをいう。</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省</p> <p>(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号)</p>
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> <p>(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号)</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。</p> <p>(国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第6号)</p>
指定地方公共機関	<p>県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。</p> <p>(国民保護法第2条第2項)</p>
緊急消防援助隊	<p>消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊をいう。</p>
生活関連等施設	<p>国民保護法第102条第1項に規定する生活関連等施設（発電所、ガスホルダー等）をいう。</p>